

介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件

1. キャリアパスに関する要件

- ① 次の1から3までに掲げる要件に該当していること。
- 1 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
 - 2 1に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。
 - 3 1及び2の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
(注) 就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所(場)における内規等を想定。
- ② ①によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。
介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。
- 1 「資質向上のための目標」の例は次のとおり。
 - (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等)の向上に努めること。
 - (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上。
 - 2 「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。
 - (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - (2) 資格取得のための支援(例:研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費・受講料等)の援助等)

2. 適用時期

①届出期限:平成22年9月末日

②減算の適用時期:平成22年10月サービス分～

3. 減算率

サービスごとの交付金の額×10%を減算

(資料)「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成22年3月5日)」資料に基づき作成

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

事業内容

緊急雇用創出事業の拡充に伴い、介護職員等(介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員)の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、「介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業」を、緊急雇用創出事業の事業例として位置づける。

具体的な事業例

<事業例1>

事業所等(介護サービス事業所又は施設)が、現任介護職員等(現に雇用する介護職員等)の資質向上を図るため、当該現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要代替職員を雇用する事業

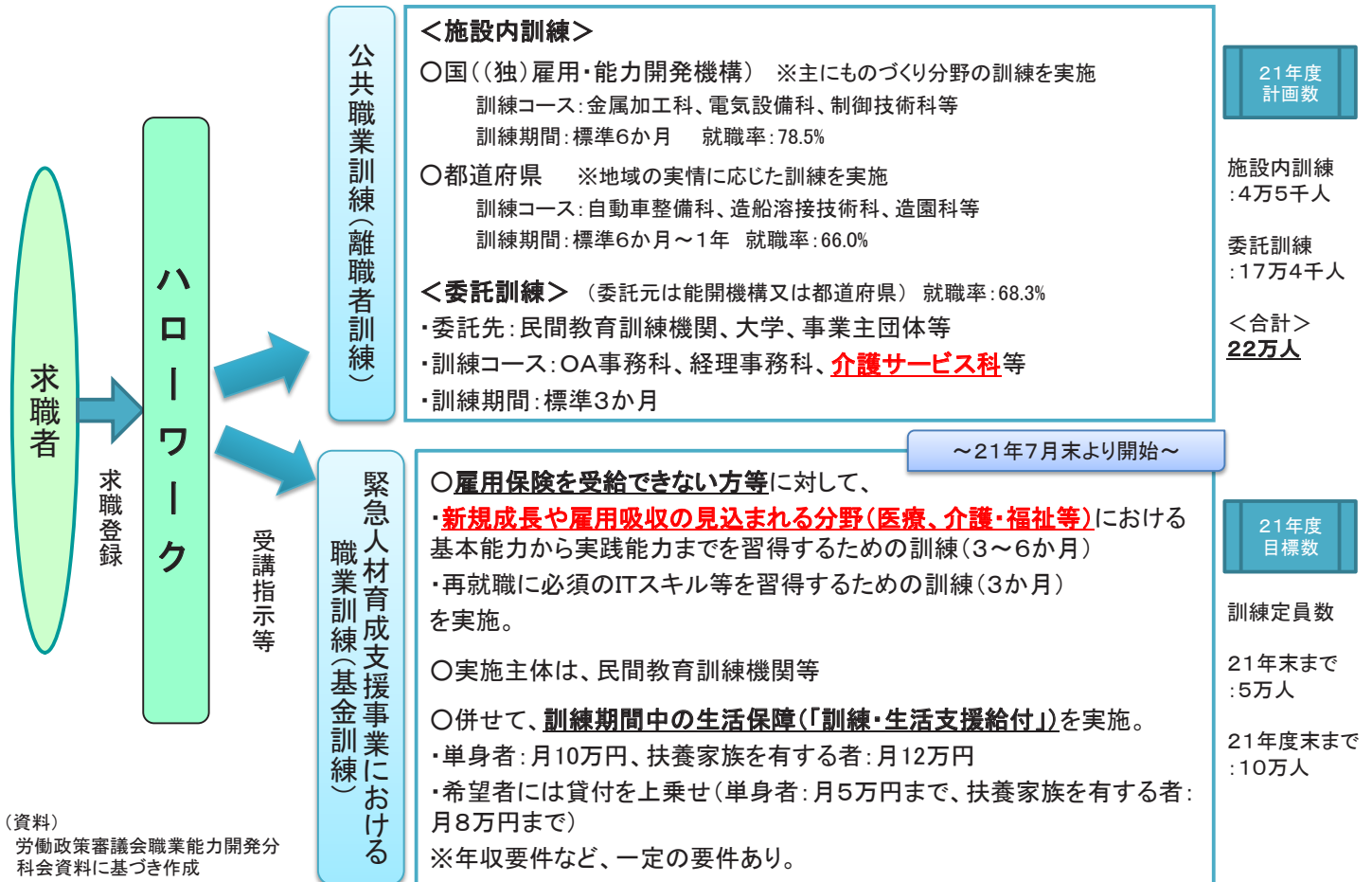
<事業例2>

外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要代替職員を雇用する事業

(資料)「全国介護保険担当課長会議(平成21年5月28日)」資料に基づき作成

介護労働市場全体の労働環境整備

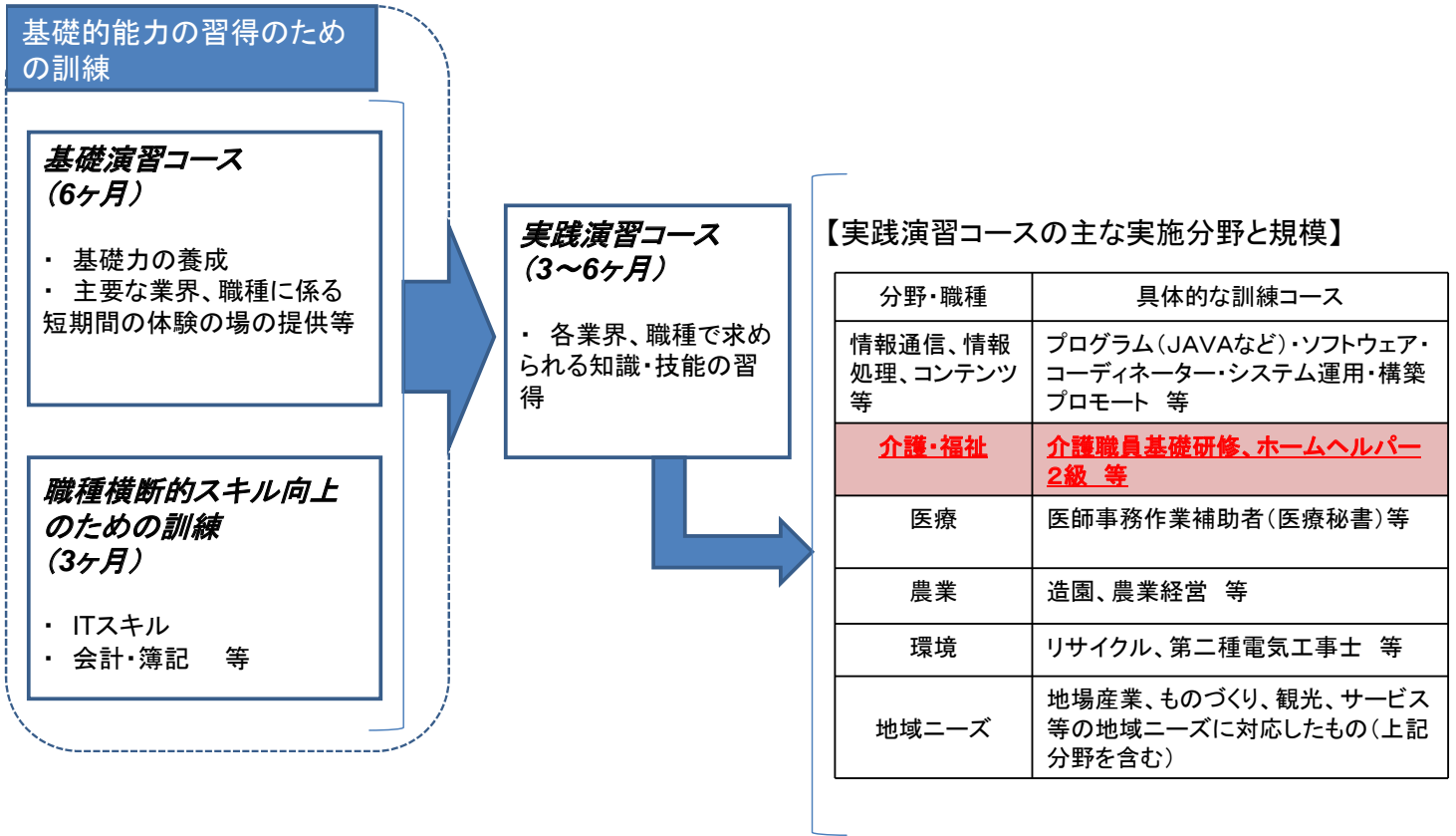
離職者等を対象とした職業訓練



(資料) 労働政策審議会職業能力開発分科会資料に基づき作成

※就職率は、20年度の実績

基金訓練の実施イメージ



(資料) 労働政策審議会職業能力開発分科会資料に基づき作成

訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の**生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)**する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
- ④ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

(資料出所) 労働政策審議会職業能力開発分科会資料

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム①

～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

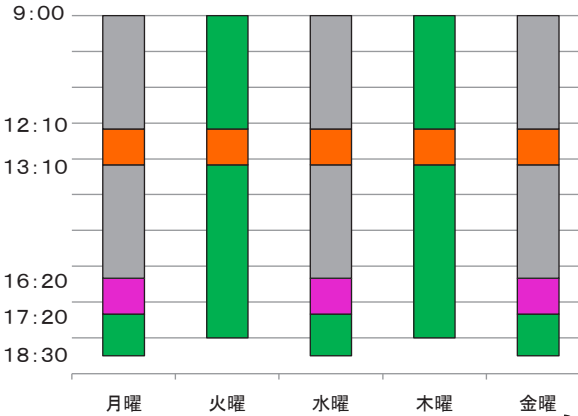
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

介護施設

- 通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 休講日及び受講終了後：一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール (例)



- 養成機関における講義及び実習
 - 昼休み
 - 養成機関から施設への移動時間
 - 介護施設における介護労働
- ※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**ホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
・週1回通学、4ヶ月程度
・週3回通学、3ヶ月程度
・週5回通学、2ヶ月程度
等、様々な講座が開講されている。

(資料出所)
厚生労働省「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」資料

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム②

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

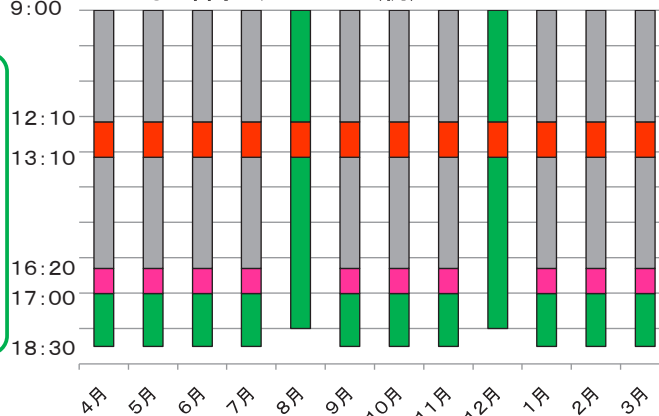
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

- 通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 年間スケジュール (例)



- 養成機関における講義及び実習
 - 昼休み
 - 養成機関から施設への移動時間
 - 介護施設における介護労働
- ※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

介護福祉士養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。

(資料出所)
厚生労働省「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」資料

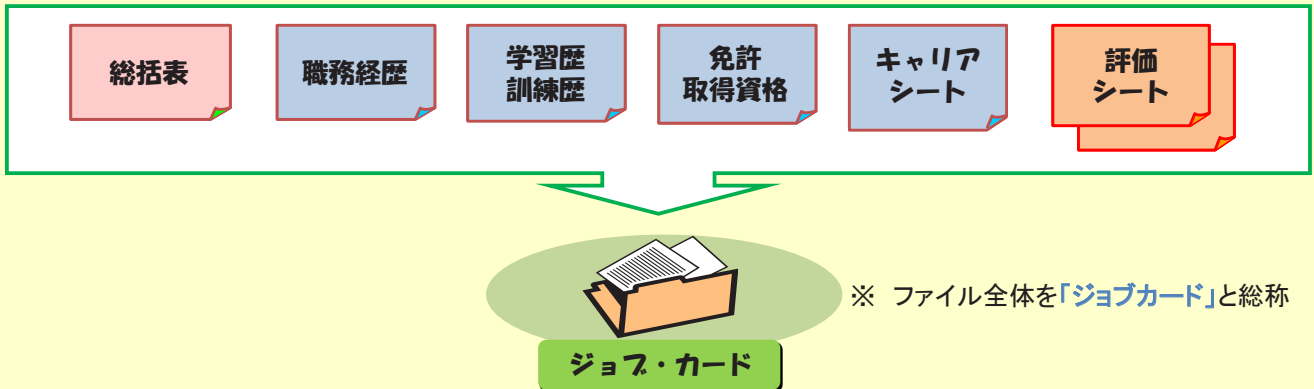
ジョブ・カードについて

ジョブ・カード制度とは

正社員経験が少ない者が正社員となることを目指して、

- ・ ハローワーク、ジョブカフェ等での、職務経歴、学習歴・訓練歴、免許・取得資格等を記載した「ジョブ・カード」によるキャリアコンサルティングを通じ、
- ・ 企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を受講し、訓練修了後の評価結果である評価シートの交付を受け、「ジョブ・カード」に取りまとめ、就職活動やキャリア形成に活用する制度。

ジョブ・カードとは

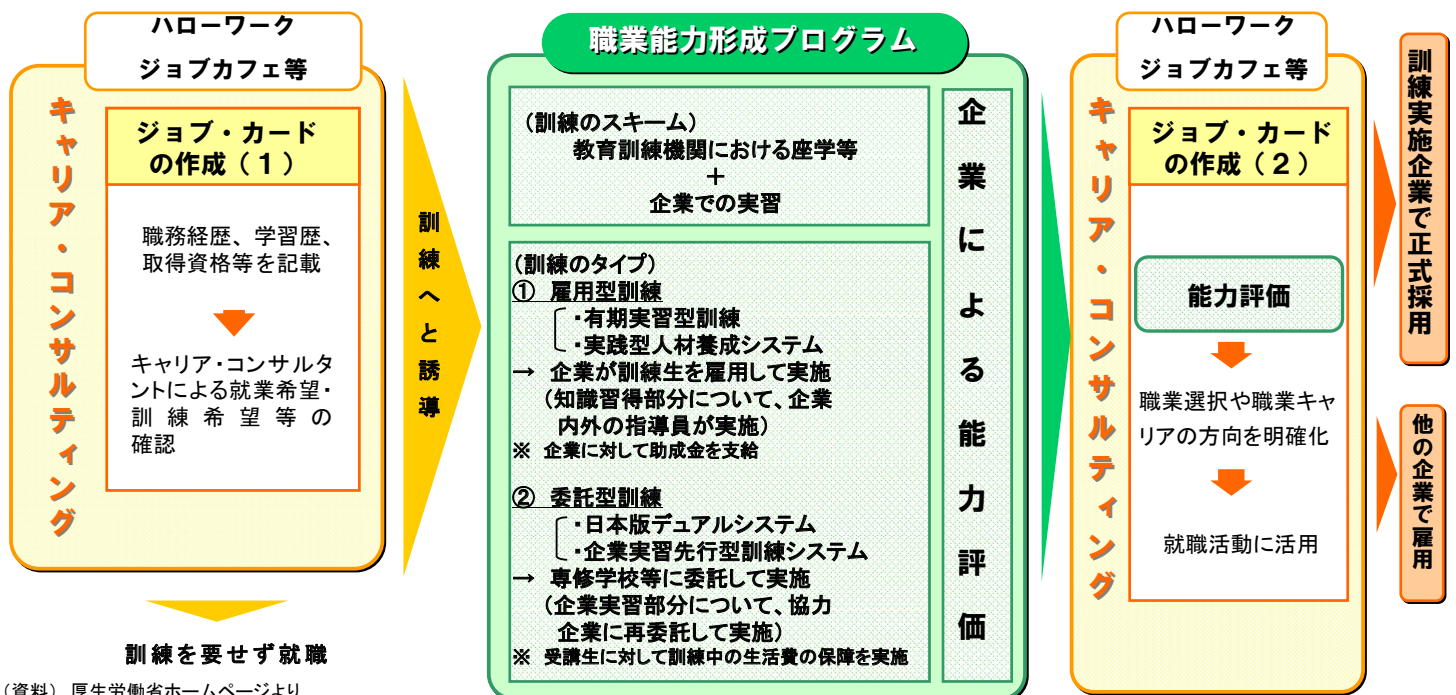


(資料) 厚生労働省ホームページに基づき作成

ジョブ・カード制度の概要

創設の背景: 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に非正規労働にとどまらざるを得なかったフリーターや、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等については、能力を高めて正社員になりたいとしても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、「職業能力形成機会に恵まれない者」の能力開発・安定雇用を支援するため、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要: 職業能力形成機会に恵まれない者（フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等）について、国、産業界等が連携して、その職業能力を高めるための機会を提供。具体的には、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習を組み込んだ実践的な職業訓練、③能力評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を促進。



訓練を要せず就職

(資料) 厚生労働省ホームページより

地域介護・福祉空間整備等交付金について

平成22年度においては、従来実施していた小規模特別養護老人ホーム等の整備については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において補助が行われることとなるため、本交付金においては、以下の事業について積極的に取り組まれない。

平成22年度新規

低所得高齢者の居住対策：都市型ケアハウス（仮称）

単身の低所得高齢者が増大している中、要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型ケアハウス（仮称）を創設するもの。

なお、都市型ケアハウス（仮称）、軽費老人ホームとともに、養護老人ホームの計画的な整備に引き続き取り組まれない。

平成22年度新規

施設内保育施設整備事業

介護関連施設で働く職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図るもの。

平成21年度以前からの事業

小規模福祉施設の sprinkler 整備事業（平成21年度～）

消防法施行令の改正に伴い、新たに sprinkler 設置が義務付けられた小規模の福祉施設における sprinkler 設置を支援するもの。交付金の活用により早急な sprinkler 設置を図り、入居者の安全確保の徹底を図りたい。

介護療養病床転換に係る整備事業（平成18年度～）

平成23年度末までに介護療養病床の転換を計画的に進めていくもの。交付金を活用の上、転換整備を計画的に進めていくことが重要。

（資料出所）「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成22年3月5日）」資料

短時間正社員制度について

○ 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者（※）と比べて、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する労働者である。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している者
- ② 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

※正規型のフルタイムの労働者：1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者

○ 企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

《短時間正社員の働き方の例》

- ・ 一日の所定労働時間を短くする（例：1日5時間、週5日勤務等）
- ・ 一週間の所定労働日数を短くする（例：1日8時間、週4日勤務等）

（参考）短時間正社員とパート・アルバイトの違い

短時間正社員

- 雇用契約
無期契約（何ものなければ定年まで雇用）
- 給与
フルタイム正社員を基準に就業時間に比例した待遇。

パート・アルバイト

- 労働契約の期間
一般的には有期契約（3ヶ月更新・1年更新など）
- 給与
フルタイム正社員の時間当たりの基本給とは異なる水準の時間給

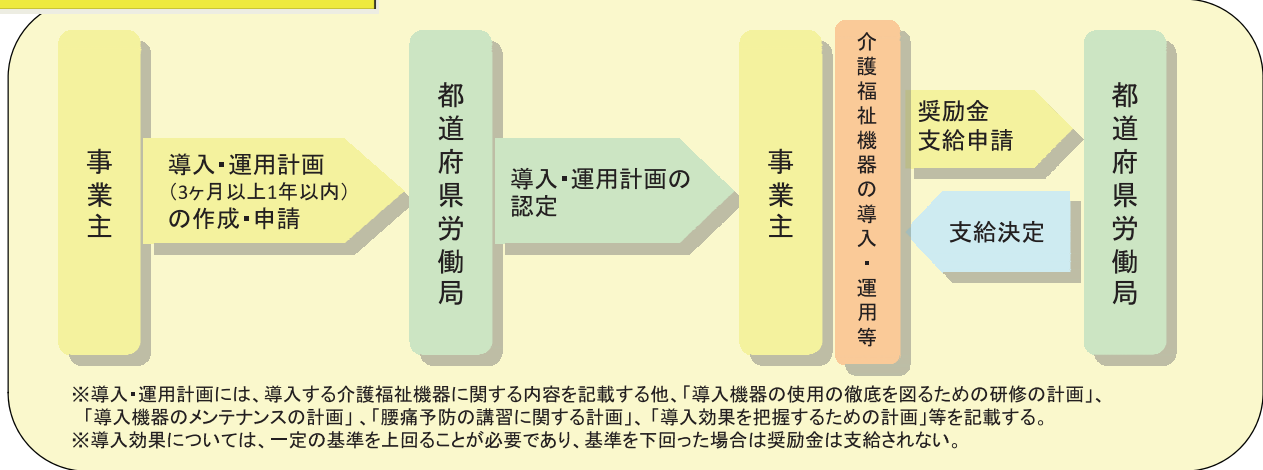
（資料）厚生労働省ホームページに基づき作成

介護労働者設備等整備モデル奨励金

1. 概要

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に、所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

2. 支給までの主な流れ



(資料) 厚生労働省ホームページより

主なサービスの人員基準

分類	サービス類型	職種	配置基準	勤務形態	任用要件	
居宅サービス	訪問介護	管理者	1	常勤	—	
		サービス提供責任者	以下にいずれかによる ・ サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1以上 ・ 訪問介護員等の数10人又はその端数を増すごとに1人	原則常勤 複数のサ責のうち、1人分は非常勤可 (5人超のサ責の場合は1/3)	介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ホームヘルパー1級の者又はホームヘルパー2級で実務経験3年の者	
		訪問介護員等	2. 5以上	—	介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ホームヘルパー1級、2級、3級	
	訪問入浴介護	管理者	1	常勤	—	
		看護師又は准看護師	1以上	1名は常勤	—	
		介護職員	2以上		—	
	訪問看護	病院・診療所以外	管理者	1	常勤	—
			保健師、看護師又は准看護師	2. 5以上	1名は常勤	—
		病院・診療所	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	訪問看護ステーションの実情に応じた 適当数	—	—
			管理者	1	常勤	—
	通所系	通所介護	管理者	1	常勤	—
			生活相談員	単位ごとに1以上	※	社会福祉主事、社会福祉士その他これに準ずる者
看護職員			単位ごとに1以上	—	—	
介護職員			単位ごとに利用者15人までは1、それ以上は利用者5又はその端数を増すごとに1	※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	—	
機能訓練指導員			1以上	—	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師	

(資料) 介護保険関係法令等に基づき作成

分類	サービス類型	職種	配置基準	勤務形態	任用要件	
居宅サービス 短期滞在系	短期入所生活介護	管理者	1	常勤	—	
		医師	1以上		—	
		生活相談員	100:1以上	1人は常勤	社会福祉主事、社会福祉士その他これに準ずる者	
		介護職員、看護師又は准看護師	3:1以上	1人は常勤	—	
		栄養士	1以上	入所定員が40人以下の場合は配置不要	—	
		機能訓練指導員	1以上	—	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師	
		調理員等	適当数		—	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	管理者	1	常勤	—	
		オペレーションセンター従業者	オペレーター1以上、面接相談員1以上	—	オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師、介護支援専門員	
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数以上	—	—	
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上	—	—	
	小規模多機能型居宅介護	代表者	1	—	厚労大臣が定める研修の修了者	
		管理者	1	常勤	厚労大臣が定める研修の修了者	
		小規模多機能型居宅介護従業者	通いサービスの利用者:従業者=3:1以上	夜間・深夜の業務を行う従業者:1以上(宿泊サービスの利用者がおらず、連絡体制が整備できていれば、不要) 宿直勤務を行う従業者:1以上(宿泊サービスの利用者がおらず、連絡体制が整備できていれば、不要)	常勤の者が1人以上、看護師又は准看護師が1人以上必要	—
			訪問サービスの提供に当たる従業者:1以上			—
			—			—
		介護支援専門員	1	—	厚労大臣が定める研修の修了者	

(資料) 介護保険関係法令等に基づき作成

分類	サービス類型	職種	配置基準	勤務形態	任用要件
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	代表者	1	—	厚労大臣が定める研修の修了者
		管理者	共同生活住居毎に1	常勤	厚労大臣が定める研修の修了者で認知症介護に係る実務経験3年以上の者
		計画作成担当者	共同生活住居毎に1	—	厚労大臣が定める研修の修了者※介護支援専門員1以上
		介護従業者	日中 共同生活住居毎に3:1以上 夜間及び深夜 共同生活住居毎に1以上(同時に2つの共同生活住居まで従事可)	1人以上は常勤	—
施設サービス	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	施設長(管理者)	1	常勤	社会福祉主事、社会福祉士、社会福祉事業に2年以上従事した者その他これに準ずる者(施設長資格認定講習会を終了した者)
		医師	必要数	—	—
		看護・介護職員	3:1以上 (看護職員は入所者の数が30を超えないものは1以上、30を超えて50を超えないものは2以上、50を超えて130を超えないものは3以上、130を超えるものについては、3に、130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上)	介護職員・看護職員それぞれ1人以上は常勤	—
		生活相談員	100:1以上	常勤	社会福祉主事、社会福祉士その他これに準ずる者
		栄養士	1以上	入所定員が40人以下の場合は配置不要	—
		機能訓練指導員	1以上	—	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
		介護支援専門員	1以上(100:1を標準)	1人は常勤 増員は非常勤も可	—
	老人保健施設	管理者	1	常勤	原則医師、都道府県の承認を受けた場合は医師以外の者が可能
		医師	1以上(100:1)	1人以上は常勤	—
		看護・介護職員	3:1以上 (看護職員は2/7程度、介護職員は5/7程度を標準)	—	—
		薬剤師	300:1を標準	—	—
		支援相談員	100:1以上	常勤 2人目以降は常勤換算	保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有している者
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	100:1以上	常勤換算	—
栄養士	入所定員100以上では、1以上	常勤	—		
介護支援専門員	1以上(100:1を標準)	1人は常勤 増員は非常勤も可	—		

(資料) 介護保険関係法令等に基づき作成

平成 21 年度老人保健健康増進等事業
地域包括ケア研究会 報告書

平成 22 年 3 月

地域包括ケア研究会

発行：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒108-8248 東京都港区港南 2-16-4

電話：03 (6711)1241

FAX：03 (6711)1291